

1. 給付制度における「認可」と「確認」の関係について

※「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、市町村の「確認」が必要となる。

認 可

認可権者が定める基準（設備・運営）に基づき認可を行う。

- ◆認定こども園
- ◆幼稚園

- ◆保育所
- ◆地域型保育事業

〈認可権者〉

都道府県
指定都市

〈認可権者〉

市町村



児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（府条例）及び
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（市条例）
に基づき市町村が認可

確 認

給付の実施主体である市町村が、認可施設・事業者の中で、給付の対象となる施設・事業者を確認する。

- ◆認定こども園
- ◆幼稚園
- ◆保育所
- ◆地域型保育事業

〈確認権者〉
市町村



施設・事業ごとの利用定員を設定（認可定員の範囲内で設定）した上で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（条例）に基づき市町村が確認



給付制度による
教育・保育の提供

2. 「認可」と「確認」に係る子ども・子育て会議の法的位置づけについて

○利用定員の設定

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2~5 略

(参考)

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

第43条

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。